

平成28年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 8 年 6 月 1 6 日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

- 第1 議案第79号 平成28年度四万十町一般会計補正予算（第1号）
- 第2 陳情第28－1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情
- 第3 陳情第28－10号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情書
- 第4 陳情第28－13号 「特別支援学校の設置基準」策定を求める陳情書
- 第5 陳情第28－14号 「給食費の無償化」をもとめる陳情書
- 第6 陳情第28－8号 寺野地区、桧生原地区、折合地区迂回路整備に関する陳情書
- 第7 発委第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第8 四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）の審査結果報告について
- 追加第1 発議第2号 西原眞衣議員に対する辞職勧告決議（案）について
- 第9 議員派遣の件
- 第10 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第10まで

追加日程第1 発議第2号 西原眞衣議員に対する辞職勧告決議（案）について

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（18名）

1 番	橋 本 章 央 君	2 番	林 健 三 君
3 番	古 谷 幹 夫 君	4 番	緒 方 正 綱 君
5 番	岡 峯 久 雄 君	6 番	下 元 真 之 君
7 番	岩 井 優之介 君	8 番	水 間 淳 一 君
9 番	吉 村 アツ子 君	10 番	味 元 和 義 君
11 番	下 元 昇 君	12 番	堀 本 伸 一 君
13 番	楨 野 章 君	14 番	武 田 秀 義 君

15番 中 屋 康 君

16番 西 原 眞 衣 君

17番 酒 井 祥 成 君

18番 橋 本 保 君

~~~~~

欠 席 議 員 (0名)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長 中 尾 博 憲 君 副 町 長 森 武 士 君

政 策 監 山 脇 光 章 君 会 計 管 理 者 左 脇 淳 君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長 樋 口 寛 君 危 機 管 理 課 長 野 村 和 弘 君

企 画 課 長 敷 地 敬 介 君 農 林 水 産 課 長 長 谷 部 卓 也 君

商工観光課長 下 藤 広 美 君 税 務 課 長 永 尾 一 雄 君

町民環境課長 植 村 有 三 君 建 設 課 長 佐 竹 一 夫 君

健康福祉課長 山 本 康 雄 君 上 下 水 道 課 長 高 橋 一 夫 君

教 育 委 員 長 谷 脇 健 司 君 教 育 長 川 上 哲 男 君

教 育 次 長 熊 谷 敏 郎 君 学 校 教 育 課 長 杉 野 雅 彦 君

生涯学習課長 辻 本 明 文 君 農 業 委 員 会 会 長 林 幸 一 君

農業委員会事務局長 西 谷 久 美 君 代 表 監 査 委 員 中 岡 全 君

総務課財政班長 大 元 学 君 政 策 監 田 辺 卓 君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長 山 脇 一 生 君 町 民 生 活 課 長 佐々木 優 子 君

十和地域振興局

局長兼地域振興課長 竹 本 英 治 君 町 民 生 活 課 長 林 久 志 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長 宮 地 正 人 君 次 長 酒 井 弘 恵 君

書 記 國 澤 みやこ 君

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（橋本保君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

ただいまより平成28年第 2 回四万十町議会定例会第 9 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第 1、議案第79号平成28年度四万十町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） それでは、一点だけお伺いをします。

予算資料のほうの 1 ページの下段、中山間地域等担い手収益力向上支援事業の中で、一点だけ確認をいたしたいと思っておりますけれども、この補正内容の説明の最後のほうに、既存の経営農地で、作物の価値を向上させる取組を行って、取組後 3 年間で、取組面積当たりの販売額を10%以上向上させる担い手に対して、取組面積に対して、反当たり 5 万円以内の交付金を交付するという説明なんですけれども、ここで確認したいのは、10%以上を向上させる担い手に対して、反 5 万円の交付金なんですけれども、これは前年対比10%以上の売り上げが上がった方に、後で交付金を出すのか。はたまた、もうこういう申請があったら、先に反当たりこれだけやりたいということで出すのか。そこらあたりの確認をしたいと思えます。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） ただいまのご質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

今回、この事業を導入される農業者につきましては、収益力向上計画という計画書、これは平成28年度から目標年度は平成30年の 3 年間を見込んだ向上計画を立てる必要があります。あくまでも、最終的な目標年度は平成30年ということになっておりますので、平成30年度に10%の収益力を向上させるという計画を立てていただき、それを認証すれば取り込めるという事業でございます。ただし、補助金のほうは初年度の 1 年だけということで、2 年目、3 年目についてはありません。

以上です。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 3年間、最終年度の30年に見て、結局、平成27年度との対比で10%以上の向上があった場合には認めるということですね。そこで、もし仮に、初年度に反当たり5万円の補助金を出すと。最終年度の3年後に見て、平成27年度対比10%、仮に上がってなかった場合のペナルティといたしますか、交付した補助金に対する返金とかそこらあたりの措置がどうなるのか確認したいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） もし、収益力向上計画にのっとりた向上計画に到達しなかった場合の補助金はどうなるのかというご質問であると思いますが、まず、当然国の事業でございますので、一定のルールがありまして、それが守れていない場合は、経費の全部または一部を返還するということがございます。まずは、第一点目は、取組内容がもう実施できなかった場合については、当然返還が求められますし、作付を行うという対象作物のほうの作付が意図的に行われなかった場合、例えば災害等でどうしても考慮すべき事案がある場合は、一定考慮していただけるんですが、頭からもう作付ができなかった場合については、そういう返還の場合があるということと、あと一定実績に応じて支払う部分がありますので、実績を出していただいたときに、これは反当たり最高限度額5万円になっていますが、それに満たない場合は、当然その分については返還していただくということになっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） そうしたら、最後にこれも確認の意味でお伺いしますが、この10%以上を、収益があるいは売り上げが上がったねという確認は、いわゆる事務的なことになろうかなと思うんですけれども、例えば恐らく農家のほうからの決まった定額のそういった用紙に、いろいろ数値を書いてやると思うんですけれども、最終的にはやっぱり国の事業ですけれども、最終的なそのあたりの、間違いなくこの人は10%以上上がったねというような確認は、農林水産課のほうでどういった手立てでするのか。最後にお伺いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） お答えをいたします。

この事業の実施主体のほうは町でありまして、取組は各農業者であるわけなんです、この事業につきましては、3年間、毎年事業完了年度に、町のほうに実施状況、達成状況報告書のほうを提出することを義務付けておりますので、当然事業採択時に、農業者のほうにはこういう説明もしておりますので、そちらの報告書を町のほうでチェックしまして、確認をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑ありませんか。

3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 私も、資料の1ページ、今、下元議員が質問された項目のところですけども、確認の意味も含めて、何点かお伺いしたいと思います。

まず、ここで位置付けておる担い手という位置付けについての概念を、まず一点お聞きたいのと、それから計画面積で900ha余りの9.17haが計画されていますが、これが何か所になるのか。そして、今の10%の向上達成と関連しますけれども、この中に高収益の作物であったり、三つ項目が挙げられていますけれども、予定しておるのが、具体的な高収益作物がもしあるのであれば、その辺、作物の具体名なり、そういったところを確認の意味も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まず、担い手の概念というところでございますが、今回、この事業につきましては、特に次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成を目標というふうに、国のほうは考えておりまして、その中の具体的に認定農業者でありますとか、認定新規就農者あるいは集落営農等が、この事業の対象というふうに掲げられております。

そして、内容でございますが、面積に対する事業内容でございますが、今、計画の中では、14の要望が上がっておりまして、その中で、内容としましては、導入対策と向上対策、導入対策が11件、向上対策が3件。項目としまして、導入対策の11件は、主に米から野菜への転換がメインになっております。そして、向上対策につきましては、これはもう収益力アップの取組ということになりますので、作物が変わりませんが、例えばショウガならばショウガの収益力を10%上げるための支柱づくりでありますとか、いろんな資材の投入等が主な取組内容となっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 対象農家としては14戸ということで理解をしました。

導入についても、水稻から野菜への転換が自由化は多いということでございますので、是非そのところは、また実績のところもしっかり捉えていただくと同時に、途中の計画の段階から横広がりが見えるような展開を期待したいと思います。

それから、特に担い手のところでお聞きしますと、ちょっと担い手の概念が、今いろいろと明確でない状態になってきておるので、私も確認させてもらたわけですが、意欲を持っておる一定の農家の方であれば、この項目に沿った形で手を挙げていけば、採択されるという解釈でよろしいでしょうか。その点だけ、最後に確認します。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 一定どなたでもという線引きではなくて、やはり取組主体としては、認定農業者がもう一番の基本になっておりますので、その他認定新規就農者、先ほど申し上げました集落営農者、それから中間管理機構から農地を借り受けて行う農業者というふうになっておりますので、一定のくくりはあるとご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） いろいろ聞きたいことがあります。

やはり1ページ目の中山間地域等担い手収益力向上支援事業なんですが、概要のところに、TPP関連対策としてということがありますよね。それで、よく意味が分からなかったんですけど、全体計画等の中に、「国のTPP対策として実施される事業であることから、早期の予算執行、農業者の事業開始が求められている。事業の指令前着手ができないため、早急に予算措置をして、交付決定を行う」と書いていて、事業の指令前着手ができないということが、どうしてなのかが分からなかったの、そのことの説明を受けたいということと、あと交付要綱を自分で印刷したところを持っているんですけど、大筋合意されと書いていますよね。環太平洋パートナーシップ協定はということですよ。それで、早急に交付決定、予算措置を行う必要があると。で、お伺いしたいのは、大筋合意の段階で、早急に予算措置が必要であると。どうして、合意が持たれてからではいけないのかと

ということですよ。これ、二点目の質問です。

あと多機能型福祉サービスモデル事業補助金なんですけど、いわゆる小規模型居宅介護事業所のことで、この前、香月が丘で社協が受託した分で、説明会に行っていました。それで、多くの地元住民が来て、非常に実需がある施設であるかなという印象を持ったんですけど、今後、小規模型居宅介護事業所というものをどのぐらい設置する予定があるのかということと、あと気になるのが、既にあったかふれあいセンター事業というのを行われているので、その事業目的の違いですよ。その辺をもう一回詳しく聞きたいということ。

それと、ちょっと戻って構いませんか。1 ページ目、政策的な主要事業等一覧というところがありまして、一般会計の下にまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標の1 番に、地域の特性を生かした雇用を創出するとありますよね。これが、恐らく上の三つの事業で言うと、先ほど一番最初に質問した中山間地域等担い手収益力向上支援事業のことであると思うんですよ。これは地域の特性を生かした事業であるという位置付けだと思うんですけど、地域の特性を生かした雇用の創出という文脈と、あとTPPの大筋合意前の早急の予算措置と、なぜそれが後ではいけないのかということとを、併せて総合的に答えていただければと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） まず一点目、事業の指令前着手ができないため、早期の事業着手が必要であると、こちらのほうに書いておるんですが、まず、この点についてご説明申し上げたいと思います。

事業につきましては、当然それぞれの補助要綱で、事業の指令前着手を記載しておるものとないものがございます。今回、中山間地域等担い手収益力向上支援事業につきましては、指令前着手の手続が記載されておりませんので、こちらのほうは事業開始は、補助金の交付決定以降ということになります。これは、最終的に国まで補助申請のほうが行きますので、交付決定が出るのが、最短でも1 か月、遅くなれば2 か月ぐらいかかるということで、仮にこちらのほうを9 月補正予算に計上するとなると、28年度作にはなかなか活用ができないということもありまして、こちらは高知県のほうも、今回の6 月補正予算のほうに予算を計上しておりますので、町のほうも早期に、平成28年作に間に合わせるために、今回6 月に補正予算の計上をさせていただいたところでございます。

続きまして、TPP、なぜ合意後という件でございますが、こちらの事業につきましては

は、予算のほうで平成27年度3月の補正予算事業の中で出された事業でございます。当然、3月補正でしたので、当初予算のほうには、まだ詳細、補助要綱等が定まっておらずに、当初予算のほうに計上できなかったわけなんです。平成28年度当初からの基金事業ということで取り組まれておりますので、先ほど申し上げましたように、28年度作に合わせるために、今回、補正予算計上をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

最初、小規模多機能型居宅介護施設、あとどれぐらいの予定があるかというところだったと思います。今の四万十町の高齢者福祉計画、介護保険事業計画第6期でありますけれども、その中では1か所ということでありまして、あとの介護事業所の予定はございません。

それと次に、あったかふれあいセンター事業との違いというところではありますが、あったかふれあいセンターは、誰でもが集える施設ということで、子どもから高齢者まで、誰でもが行くことができます。整備する事業所につきましては、介護サービスの事業所ということでもありますので、この施設については登録制で、29人が利用できるということになっています。今度また、障がい者の利用もというところでもありますので、その方については、障がい者支援区分の認定を受けている方が利用できるということになっています。その違いがございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） TPPの説明を受けて、さらにちょっと分からなかったことがあるのは、早急に予算措置をして、事業を開始しなくてはならないと、農林水産省が言いながら、なおかつ指令前着手ができないような交付内容になっている。これが非常に相矛盾するような感じがしました。早急に事業を開始する必要があるれば、指令前着手ができると書いていけばいいわけでしょう。要綱の中の指令前開始ができないから、できないということは、要綱に書いてあるということですよね。でも、やっぱり早急に予算措置をするようにと、交付決定をするようにと、非常に相矛盾するような、ここの判断ではないかもしれませんが、農林水産省の判断かもしれませんが、非常に相矛盾するような判断の感じを受けました。

それと、今度はさかのぼって、平成27年3月に補正予算で出てきたと。そのときには要綱がなかったと。基金事業として取り組んでということですよ。そういう流れを追ってみますと、何か非常に場当たりの、合意決定も合意形成もまだできていない。TPPの結論は出ていないですよ。その交渉過程も非常に不透明であるということは、皆さん御存じかと思います。その要綱とか補正とか、それから着手とか、政権与党の政策的配慮が背後にあるということが、ありありと感ぜられるような事業と、私には見受けられます。

それで、ここに翻ってみますと、この事業を、四万十町は地域の特性を生かした雇用を創出すると書いてあるので、何か非常なミスマッチを感じます。これは、私の見方というか見解なんです、それに対して、担当課がどのような感想、見解を持っているのかを聞かせていただけたらと思います。

それともう一つ、小規模居宅介護事業所に関して、あったかふれあいセンター事業とこの小規模居宅介護事業所の制度上の違いは、よく分かりました。それでもう一点、小規模居宅介護事業所は介護サービスですよ。これは、私自身が説明を受けたんで、ショートステイはありますけれども、在宅で介護している人のサポートセンターのような位置付けですよ。ということは、今、6期しか仕上がっていませんけど、介護保険計画ですか。今後とも在宅介護を、施設ではなくて、在宅という方針を持っているのかどうか。この点を聞きたいと思います。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長（樋口寛君） 目次の件についてお答えを申し上げたいと思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本項目のうち、この三つの今回の補正の中で、一番上の多機能型福祉サービスモデル事業補助金に④という印が付いておるといいますけれども、この事業のみが④の時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るという項目に該当するということで、あとの二つについては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本項目には該当しないという意味で書いてあるところでございます。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

在宅重視の方針であるかというご質問だったと思います。四万十町、地域包括ケアシステムの構築というところを目指しております。これにつきましては、誰もが住みなれた地域で暮らしていけるという仕組みをつくるということでもありますので、在宅を中心にやっていくということが基本です。

以上です。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） TPPの大筋合意後でも構わないのではないかというお話でもございましたが、これは私の解釈ですが、合意してからいろいろ施策を取り組んでも遅いということもありまして、既に大筋合意が始まっておりますので、今の時点から、やはり国のほうは国際競争力の強化とか、いろいろな経営感覚に優れた担い手の育成であるとかも、先に今から取り組まないと、合意後に取り組んでは遅いという思いもあるのではないかと、私は考えているところでございます。

それぞれの個々の事業につきましては、いろいろ国の考え方もあろうと思いますので、特にここはこうであるとかいうようなところ、コメントのほうは差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 最初に、健康福祉課長の答弁内容についての最後の質問なんですけど、地域包括センターというのがあって、住みなれた地域で在宅医療とおっしゃいましたが、基本的なラインがそれであるということは理解します。それで、在宅医療なんですけど、さらに追加で、在宅で要介護の状態の方の医療ですよ。この医療について、この町がどのような施策を持っているかということ、最後にちょっとお伺いしたいということと、それからTPPに関して、農林水産省、それから政権与党の思惑についての解釈をお聞きしたのは、確かにちょっと答えにくい質問であったかもしれませんが、けれども、この町の産業振興と雇用の創出という、言い換えれば住民福祉の向上に資するためには、やはり解釈を持つことは、基本的に大事なことで、避けて通れないことだと思うんですね。見方というのがあると思います。それで、今、長谷部課長が言われた、合意前に着手することが間に合わないという言い方があったんですけど、気になりますのが、TPPの前身ウルグアイラウンド多角的貿易交渉のときです。あのときも、やはり国営農地の開発とかいっぱい。実はあのときに、農林水産省と国土交通省の乗り入れで、道の駅ができました。国営農地、例えば近所を見ると、今は成果があまり見えていないという実態がありますよね。だから、あのときもきっと政権与党の肝いりで、対策として急いでやられた結果であったと思います。ですからこそ、同じ失敗を繰り返さないためにも、やはり政策というものに対する判断というのは、むしろなくてはいけないんじゃないかと、私は思います。そ

れを併せて、答えられない立場であるかどうかということも、複雑な問題ですけど、私の見解を述べさせてもらいました。

○議長（橋本保君） 質疑ですので、見解を述べることはできませんので、簡潔に聞いてください。

○16番（西原眞衣君） はい。それでは、見解を述べたという部分は削除いたします。私の意見の中には、見解が含まれております。意見と見解を完璧に分離することはできません。

健康福祉課長の答弁を期待します。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 医療との連携というところでは、まだこれからではございますけれども、在宅医療と介護の連携は、地域包括ケアシステムを構築する一つの手法であります。具体的には、地域の医療、介護資源の把握、それから在宅医療、介護連携の課題の抽出と対応の検討、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進、それから医療・介護関係者の情報共有の支援、在宅医療、介護連携に関する相談支援、医療・介護関係者の研修といった事業を展開することによって、在宅で医療を受けることのできるシステムを、今後構築していくというところであります。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 一点だけですが、この資料の分で1ページの一番上の上段の、今話がだんだんに出ております多機能型福祉サービスの関係ですが、16番議員からの質問の中あたりで、だんだんに見え始めている話なんです、やはり一般の町民の皆さん、今回こういう事業が県のモデルを受けてということで、新たに入ってくるということでありますので、もう少し詳しく説明をいただきたいという思いで、質問をいたしたいと思います。

第6期の介護保険事業計画、昨晚目を通させてもらいました。6期の計画の中に、今回多機能型のモデル事業が計画どおり導入をされて動いていくということで、確認をさせていただいておるわけではありますが、今回県の単独モデル事業を新たに導入することによって、障がい者の皆さんも利用できる複合的なものを加えていくということではありますが、一点目は、県の単独モデルというのはどういう内容なのか。要するに、こういう多機能型福祉サービスに関しての新たなモデル事業なのか。そのあたりの兼ね合いが詳しく分かり

ませんので、一点、お教え願いたいということと、いわゆる事業主体、今回社協というお話が出ておりますので、そのあたりのことの確認と、それから場所ですよ。施設の場所が、皆さん、どこだろうということで、全町的にまだまだ話が出ておりません。箇所的なところをお教え願ったと思います。

以上三点です。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

最初の県の事業についてでございます。この事業につきましては、県のほうが新規で今年予算化をしているものでございます。目的といたしましては、全体的なところもありますけれども、配慮の必要な高齢者の住まいの整備や介護サービスを始めとする地域の多様なニーズに対応可能な福祉サービスなどを提供する施設整備に取り組む市町村を支援するというところになっております。具体的に補助対象というところがありますけれども、県のほうは、高齢者を始め子どもや障がい者などが、地域地域で安心して暮らし続けるための複合的な福祉サービスを提供する施設整備の取組を支援するというところで、新しく補助金を創設したところであります。

二つ目ですが、事業主体にありましては、公益法人でありますしまんと町社会福祉協議会^{P25訂正あり}であります。事業場所につきましては、四万十町香月が丘にあります。具体的に言いますと、今、四万十会館がございますけれども、そこの降りていったら駐車場になりますけれども、降りていく途中に空き地がございますが、そこを購入いたしまして、そこに事業所を設置する予定となっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 場所と、それから事業主体のほうについては、確認をさせていただきました。この県の単独モデル事業というの、新規で県が新たに始めたということですが、この単独事業が始まっているということについては、要するに各市町村が名乗りを上げてやっていくということではないのか。

それからもう一点、この第6期の事業計画の中には、こういった小規模の多機能型ということの施設のほかに、認知症関係の施設等々も計画の中にだんだんに入ってきているわけですが、そういったところについても、こういった県の単独モデル事業というのが、手を挙げていけば、そういう形で補助が受けれるような体制づくりになるのかどう

か。そこだけもう一点お伺いをしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

手を挙げて、名乗りを上げて採択をしていただくというところでありますけれども、今回の事業につきましては、高知県下で1市町村です。それについて、手を挙げさせていただきたいというところです。

それから、後の質問の中に、計画の中に認知症の施設というところがありましたけれども、今のところ、限定されますので、認知症のところでこの事業の採択はありません。

以上です。

○議長（橋本保君） 先ほどの11番の下元昇議員の質疑の中で、執行部からの訂正をした旨の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 中山間地域等担い手収益力向上支援事業につきまして、目標年度についてのご質問があったと思いますが、私、これを最終平成30年度とお答えしましたが、取組年度の翌年度から1年目のカウントが始まるということで、最終年度が平成31年度になるということでございます。訂正をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 執行部からの訂正が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第79号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第79号平成28年度四万十町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

この表決は起立により行います。

議案第79号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第2、陳情第28-1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情、日程第3、陳情第28-10号「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情書、日程第4、陳情第28-13号「特別支援学校の設置基準」策定を求める陳情書、日程第5、陳情第28-14号「給食費の無償化」をもとめる陳情書、以上陳情4議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては、所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

6番教育民生常任委員長下元真之君。

○教育民生常任委員長（下元真之君） それでは、陳情の審査の報告をさせていただきます。

平成28年6月16日。四万十町議会議長橋本保様。教育民生常任委員長下元真之。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により、報告いたします。

P25訂正あり
受理番号陳情第28-1号。付託年月日は平成28年3月9日であります。

件名、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情。

審査の結果、趣旨採択とすべきものと決定をいたしました。全員一致であります。

続きまして、受理番号28-10号。付託年月日は28年6月8日。

件名は、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情書。

審査の結果は、趣旨採択であります。全員一致であります。

続きまして、陳情28-13号。付託年月日は28年6月8日。

件名は、「特別支援学校の設置基準」策定を求める陳情書。

審査の結果は、趣旨採択です。全員一致であります。

続きまして、陳情第28-14号。付託年月日は28年6月8日。

件名は、「給食費の無償化」をもとめる陳情書。

審査の結果は、不採択とすべきものと決定であります。賛成者が1人でありました。

続きまして、審査経過の報告をさせていただきます。

陳情第28-1号であります。件名、軽度外傷性損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情であります。

説明者はありません。

協議者は教育民生の委員6人であります。

審査の意見であります。相談のできる窓口は、本町でも現在も保健師にて対応ができています。また、消防の救急救命士や救急隊員へのPocketSCAT2という、これは脳しんとうの判断手引書のようなものですが、これの携帯の義務化ということには無理があるのではないか。現場はその場に応じた救急対応についての訓練が行われており、趣旨は理解できますけれども、義務化ということには賛成ができないのではないかという意見がありました。

以上のようなことから、審査結果は趣旨採択、全員一致であります。反対意見はありませんでした。

続きまして、陳情第28-10号。件名は、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情書であります。

説明者はありません。

協議者は教民の常任委員会6人であります。

審査意見といたしましては、これは、昨年9月議会で採択をし、国に対する意見書も提出した陳情と同じものでありました。陳情の趣旨に賛同する趣旨採択とすべきだという意見でございます。

審査の結果は、全員一致で趣旨採択であります。

続きまして、陳情第28-13号。件名は、「特別支援学校の設置基準」策定を求める陳情書であります。

説明者はありません。

協議者は委員会の6人であります。

審査意見といたしましては、先ほどと同じく、昨年9月議会で採決をし、国に対する意見書も提出した陳情と同じものである。陳情の趣旨に賛同する趣旨採択とすべきだということであります。

審査結果は、全員一致で趣旨採択といたしました。

最後に、陳情第28-14号。件名は、「給食費の無償化」をもとめる陳情書であります。

説明者はなし。

協議者は教育民生常任委員会委員 6 人と、参考意見として、教育委員会より 3 人の方に入っていました。

審査意見といたしましては、本町の学校給食では、材料費だけでも7,670万円、給食関係費全体の支出は約 2 億円にもなっている。それを、全ての自治体分を国の負担として求めていくということは、現在の国の財政を考えると無理があるのではないかという意見がありました。

この陳情に対する賛成の意見としましては、学校教育の一環として給食を考えるなら、採択をすべきではないかという意見もございました。

審査の結果は不採択であります。賛成者は 1 人で、不賛成者が 4 人でありました。

反対の意見といたしましては、食育基本法では、「健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている」とあり、教育の一環として考えるべきだという意見がございました。

以上であります。

○議長（橋本保君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより、教育民生常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） すみません。陳情第28-10、それから28-13、この二つは、両方とも同じことを書かれています。「平成27年 9 月議会で採決し、国に対する意見書も提出した陳情と同じものである。陳情の趣旨に賛同する趣旨採択とすべきだ」という審査意見が、陳情第28-10と、それから陳情第28-13に書かれておりますが、お伺いしたいのは、私が情報を把握していないせいなんですけど、国に対する意見書を提出した時点では、これは趣旨採択だったんですか。それとも採択だったんでしょうかということが一点と、それともう一つ、給食のことが出ております。給食で、材料費だけでも7,670万円、給食関係費全体の支出が約 2 億円にもなっているとありますよね。給食費用なんですけど、これはどうなっているか知りませんので、そのところを、陳情内容とはじかに関係ないんですけど、教えてもらいたいと思うんですけど。つまり、自己負担分ですよね。

○議長（橋本保君） 委員長、話し合われた結果だけ答えたらいいです。そのほかについては、答える必要ありませんので。

6 番下元真之委員長。

○教育民生常任委員長（下元真之君） 28-10号と28-13号についてですが、前回の昨年の議会で趣旨採択だったのか、採択だったのかという質問でしたが、これは両方とも採択でした。採択をして、意見書も出していたということです。

そして、給食費のことですけれども、全体の支出2億円のところですが、そういった細かいところに関しては、議論はしておりません。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第28-1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第28-1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は趣旨採択です。

陳情第28-1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、陳情第28-1号は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

これより陳情第28-10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第28-10号「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は趣旨採択です。

陳情第28-10号「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情書について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、陳情第28-10号は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

これより陳情第28-13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第28-13号「特別支援学校の設置基準」策定を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は趣旨採択です。

陳情第28-13号「特別支援学校の設置基準」策定を求める陳情書について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、陳情第28-13号は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

これより陳情第28-14号について討論を行います。

討論はありませんか。

7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） 私は、この陳情に対して賛成の立場で討論をいたします。

地産地消による学校給食は、地域を理解することや食文化の継承、自然の恵みを理解する上で、食は重要な教材でございます。学校給食は、食育教育の生きた教材、食の教科書として、学校教育法でも教育活動の一環に位置付けられております。公教育の機会均等の

立場からも、公教育は全額国が保障するのは、日本国憲法の精神であります。三つ子の魂百までのたとえのように、学校給食を通じて、正しい食育は、その子どもの生涯に大きく寄与いたします。学校給食は、将来の大人の健康のための投資でございます。よって、無料を求める意見を上げることは、何ら問題はないと思います。国の財政の使い道は、政府が判断する問題です。

以上を訴えまして、この陳情に賛成する立場からの意見といたします。ご賛同よろしく
お願いいたします。

○議長（橋本保君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第28-14号「給食費の無償化」をもとめる陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

陳情第28-14号「給食費の無償化」をもとめる陳情書を、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立少数です。賛成者、7番岩井優之介君、8番水間淳一君、12番堀本伸一君、16番西原眞衣君。したがって、陳情第28-14号は委員長報告のとおり不採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第6、陳情第28-8号寺野地区、桧生原地区、折合地区迂回路整備に関する陳情書を議題とします。

この陳情議案につきましては、所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

13番産業建設常任委員長槇野章君。

○産業建設常任委員長（槇野章君） それでは、審査報告をいたします。

平成28年6月16日。四万十町議会議長橋本保様。産業建設常任委員長槇野章。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

受理番号陳情第28－8号。付託年月日、平成28年6月8日。

件名、寺野地区、桧生原地区、折合地区迂回路整備に関する陳情書。

審査の結果、不採択とすべきものと決定。

経過報告をいたします。

陳情第28－8号。件名、寺野地区、桧生原地区、折合地区迂回路整備に関する陳情書。

審査結果、不採択。賛成多数です。

委員の意見として、陳情内容、地区民の防災に対する思いは理解するが、日常的に利用されていない道を、災害のときのためだけに整備はできないのではないかと。また、林内路整備事業は多くの地区で行っており、これを認定すれば、全てを認定していくことになるので、整合性を考えるべきではないかと。迂回路にするには、あまりにも高低差が激しいのではないかとという意見がありました。

また、執行部の意見として、日常的な路面の管理はできないが、崩壊等があれば協力をしたいということです。

反対意見はなしということです。

○議長（橋本保君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設常任委員長の報告について、質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 委員長に一点だけお聞きします。

委員会の委員の意見は、こういうふうに出てきてますんで分かりましたけれども、現場にも行かれたということです。地域の方々の声として、地域が最も陳情を上げてくるのに一番困っていることに対する声、それから地域で一番望んでいる声といったどんな声があったのか。それだけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 産業建設常任委員長槇野章君。

○産業建設常任委員長（槇野章君） お答えいたします。

現地を見に行ったときには、それぞれ3地区の区長及び地区民の方が、総勢十二、三人ということで、あそこは川口小味野々線ということで、県道が1本しか入っていないということで、もし災害のときには孤立するということで、すごい地区民の思いは十分に分かりました。ただ、林内路作業道路で、切り崩しの道ですので、これを迂回路とするには、1.3kmもありますので、なかなかどうかなということで、途中までは農道が付いています

が、田んぼも作っていないというような状況で、思いは十分に分かるのですが、そういう結果でございます。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） 地元の意見として、いろんな震災なんかを想定して、どの程度の整備を望んじよったのか。迂回路を整備するというのは、非常に大事なことはないかと、自分は思いますけども。

○議長（橋本保君） 産業建設常任委員長槇野章君。

○産業建設常任委員長（槇野章君） 確かにそうですが、ここの道路は、横断勾配というて、大体2%から12%が望ましいそうですが、全部ではないですが、50%を超えるような急勾配がありますので、なかなかこれを迂回路に整備するにはどうかなということで、委員の意見がまとまっております。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

2 番林健三君。

○2 番（林健三君） 一点だけ、委員長に聞きたいと思います。

この迂回路を、作業道を利用するということで、現地へも委員の方が行ってくれたみたいな感じですけど、もう一回、この辺は別のルートを考えて抜くという手もあると思いますよ。ほんで、その辺、協議したかせんか、教えてください。

○議長（橋本保君） 産業建設常任委員長槇野章君。

○産業建設常任委員長（槇野章君） ほかにルートがないので、検討はしませんでした。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

8 番水間淳一君。

○8 番（水間淳一君） 一点、お伺いしたいと思います。

迂回路の中で、50%のところは、大体どれぐらいのmか分かりますか。

○議長（橋本保君） 産業建設常任委員長槇野章君。

○産業建設常任委員長（槇野章君） 現地へ見にいったときには、10mぐらいではないかなと思いました。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） すみません。この陳情内容が迂回路整備に関する陳情書となって

おりますので、その迂回路の必要性をどのように調査しましたか。

○議長（橋本保君） 産業建設常任委員長槇野章君。

○産業建設常任委員長（槇野章君） 地区の方が、さっきも言いましたが、県道小味野々川口線、1本だけしかないということで、災害時に対岸に林内作業道が付いていますので、それを利用したいということでありました。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第28-8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第28-8号寺野地区、桧生原地区、折合地区迂回路整備に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

陳情第28-8号寺野地区、桧生原地区、折合地区迂回路整備に関する陳情書を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立少数です。賛成者、7番岩井優之介君、6番下元真之君、14番武田秀義君。したがって、陳情第28-8号は委員長報告のとおり不採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第7、発委第3号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

12番総務常任委員長堀本伸一君。

○総務常任委員長（堀本伸一君） それでは、報告させていただきます。

発委第3号。

平成28年6月16日。四万十町議会議長橋本保様。提出者、総務常任委員長堀本伸一です。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

前文については割愛をさせていただきます。

意見書の内容項目の7番までがありますので、下段の項目について読み上げをしていきたいと思います。

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること。これ以上、拡大しないことということのようです。

4. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5. 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地方交通対策など、経常的に

必要な経費に振り替えること。

最後に、地方交付税の財源保障機能・財政調節機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成16年6月16日。高知県高岡郡四万十町議会。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣、経済産業大臣、地方創生担当大臣であります。

以上です。

○議長（橋本保君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第3号地方財政の充実・強化を求める意見書を採決します。

発委第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、16番西原眞衣君。したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第3号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

ただいまから暫時休憩をします。10時55分まで休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの補正予算の質疑の中で、中屋議員の質問に対する答弁の訂正があるようでありますので、これを先に許可したいと思います。

健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 申し訳ありません。答弁を訂正させていただきます。

一般会計補正予算の中屋議員の答弁の中で、小規模多機能型居宅介護事業所の事業主体を、私、公益法人しまんと町社会福祉協議会と申し上げましたが、正確には社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会でありますので、訂正させていただきます。

以上です。

○議長（橋本保君） これで訂正の報告を終わります。

陳情審査報告書教育民生常任委員長の報告についての事務の記載ミスがありますので、事務局より報告をさせて、訂正をしたいと思います。

事務局長。

○議会事務局長（宮地正人君） 先ほどの教育民生常任委員長の陳情の審査報告書の中で、会議規則第94条の第1項の次に、「及び第95条」を追加していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） これで訂正の報告を終わります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第8、四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）の審査結果報告についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、16番西原眞衣君の退場を求めます。

（16番西原眞衣君 退場）

○議長（橋本保君） 提出者の報告を求めます。

17番四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）会長酒井祥成君。

○政治倫理審査会長（酒井祥成君） それでは、審査結果報告書を提出いたして、皆さん方に説明をしたいと思います。

平成28年6月16日。四万十町議会議長橋本保様。四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）会長酒井祥成。

審査結果報告書。

平成28年5月9日付で審査の付託を受けた件について、四万十町議会議員政治倫理条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり報告をいたします。

記。

1. 審査請求対象の議員、西原真衣。

2. 審査請求の対象となる事由の該当条項及び内容、四万十町議会議員政治倫理条例第3条第1項及び同条第4項でございます。町民の代表として、品位と名誉を損なうような行為をした疑い及び町職員の公正な職務執行を妨げ、または町職員の採用等人事に関し、推薦、紹介する等不適切な介入や働きかけをした疑い。

3. 審査の結果。必要な措置としては、四万十町議会議員政治倫理条例第8条の規定により「辞職勧告」と決定した。なお、議会の使命と議員の職責に鑑みて、審査会の設置・経過等、詳細は次のとおりであります。

はじめに、議会の使命と議員の職責。

四万十町議会議員は、町民から直接選ばれ、町民全体の代表者として、18人の議員で構成される合議体であり、その意思は、会議における議決の形で表わされます。また、議会は議案等の調査、審査をより詳細に、かつ専門的に行う必要から常任委員会を、また、議会の運営を円滑、効率的に行うため議会運営委員会を、さらに今回のような特定の事件等について調査・審査をするための委員会等の設置ができることとなっております。

そして、議会には、議決権・検査権・調査権・承認権等多くの権限が与えられていますが、これらの権限は、いずれも議会という機関・組織に与えられた権限であり、個々の議員に与えられた権限ではありません。

議員は、町民全体の代表として議会での審議や決定に参加し、住民の意思を行政に反映させる重要な役割を担っております。したがって、町の事務への介入、特定の団体や住民のための利害のみを追求し、代弁することではなく、議員本来の役割は町民福祉の向上を追求することにあります。

1. 審査会の設置。

本審査会は、平成28年5月9日付で、町議会議員15人の連署により、四万十町議会議員政治倫理条例第4条第2項の規定に基づく審査請求を行い、これを会議規則第14条の規定に基づき本会議にかけ、全会一致で可決し、設置することになりました。

その後、四万十町議会議員政治倫理条例第5条第3項の規定により、議長が議員6人の審査会委員を指名し選任された。また、同日審査会を招集し、会長・副会長の互選を行った。

## 2. 審査の経過。

本審査会は、審査に付された事項が、四万十町議会議員政治倫理条例第3条第1項「その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、疑惑をもたれる恐れのある行為をしない。」及び同条第4項「町職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介する等その他不正と思われる影響力を行使しない。」の規定に抵触するか否かについて審査を行いました。

第1回審査会。平成28年5月9日月曜日。6人全員出席でございます。

審査請求書の内容を確認し、審査請求案件を全員が適当と判断し、今後の審査方法と日程について確認をいたしました。次回の審査会では、審査請求書の内容に関する事実関係等について確認するため、町長部局、教育委員会の関係者に出席を要請するとともに、関係書類の提出を求めることとした。また、個人情報保護の観点から、次回の審査会は非公開（秘密会）と決定をした。全員賛成でございます。

第2回審査会。平成28年5月17日火曜日。6人全員出席。秘密会、非公開でございます。

町長部局から森副町長、教育委員会から川上教育長に出席を求め、審査請求書の内容に関する関係書類の提出と審査請求書の内容に関する事実確認の聞き取り調査を行った。また、次回の審査会までに、会長・副会長と執行部による、町職員の執行業務に支障をきたしたことへの事実確認調査を行うこととした。次回の審査会では、審査対象者に出席を求め、審査請求内容の事実関係について聞き取り調査を行うこととした。

町職員への聞き取り調査。平成28年5月23日月曜日。2人出席、私酒井会長、中屋副会長でございます。

個人情報保護の観点から、聞き取り調査は非公開とした。町職員7人から、審査請求書の内容に関する事実確認の聞き取り調査を行った。

第3回審査会。平成28年5月26日木曜日。6人全員出席でございます。

審査対象者の西原眞衣議員に出席を求め、審査請求書の記載事項についての事実確認聞き取り調査を行った。個人情報保護の観点から、秘密会とした。午後、秘密会を解き、これまでの審査請求書に関する聞き取り調査内容の協議を行った。その結果、審査請求書の内容が、政治倫理基準に違反する行為が存在するか否かについての委員の審査意見は、第1、第2項目いずれの項目にも存在するとした委員が全員であった。

最後に、これまでの審査結果を総合的に勘案し、「審査会」として必要な措置についてどのような種別とするか、各委員が意見を披歴した。その結果、政治倫理条例第8条の規定による措置の種別については、「辞職勧告」とする委員が全員であったことから、審査会としての必要な措置は「辞職勧告」とすることに決した。

第4回審査会。平成28年6月2日木曜日。6人全員出席。

本件審査の結果報告書の内容を協議し、異議なく全会一致で原案のとおり決定した。なお、審査結果報告書の内容の整理権を会長に委任することに決定した。また、審査結果報告については、6月定例会で議長に報告することとした。

### 3. 審査の結果でございます。

第1項目で審査請求されている西原議員が町職員の採用等人事に関し、推薦、紹介する件については、自分勝手な理論を持ち出し、誠実さに欠ける発言であり、政治倫理条例をしっかりと認識していないと感じられる。現に、町長室での面談や副町長宛ての西原議員からのメールには、「〇〇氏を解任し、代わりに私の推薦する」と書かれている本人の文書が存在し、さらに、任命権者である教育委員会の教育長、教育委員にも文書やメールで、「教育に本物の関心のある方を推薦しました」と記載された内容の文書が提出されている。また、今回の人事権者である教育委員会は、西原議員に対し、町職員の採用等に関する依頼をした事実はなく、これらの行為は、明らかに西原議員が、町職員の採用等人事に関し、推薦、紹介をしており、議員としては不適切な行為である。よって、第1項目について政治倫理基準に違反する行為が存在するか否かについて各委員に諮った結果、「存在する」とした委員が全員であった。

第2項目で審査請求されている町職員の職務執行に際し、再三にわたり、その地位を利用し圧力をかけ、業務に支障を来す行為の件については、西原議員は、議員としての認識・自覚が欠如している。議会には、議決権・検査権・調査権・承認権等多くの権限が与えられているが、これらの権限は、いずれも議会という機関・組織に与えられた権限であり、個々の議員に与えられた権限ではない。例えば、調査権・検査権があるからと言って

も、それは、議会で「調査・検査を行う」ことが議決されて、初めてできるもので、議員個人に調査権・検査権は与えられていない。しかし、西原議員は、議会の権限やルールを無視するなど、今回の町職員への聞き取り調査の中でも、町の事務に関し、調査権・検査権等とも思われる行き過ぎた情報収集や高圧的な態度で、町職員への過度な発言、地位を利用した品位に欠ける威圧的行為が行われたことを、会長、副会長が確認している。

また、議会の品位と名誉を損なう件については、議員に就任してから、現在までに、本会議で再三にわたり、町職員等の実名や能力等についても、不穏当と思われる発言を繰り返して行っており、議長からの注意を受ける真摯な態度もなく、全く反省の色は見えない。本年3月の定例本会議でも、四万十町議会を構成する四万十町議会議員が町民全体の代表者であり、奉仕者として遵守すべき政治倫理基準を定めているにもかかわらず、西原議員は自ら「私は、これに関して政治倫理条例に抵触することも視野に入れて発言します」と何度も何度も発言を繰り返すなど、議員としての自覚に欠けるものである。さらに、本会議で決定した四万十町合併十周年記念行事への議員派遣にも無断欠席し、事後報告で済ませる行為などは、町民の代表としての議員の責務に欠けると判断した。

よって、第2項目について政治倫理基準に違反する行為が存在するか否かについて各委員に諮った結果、「存在する」とした委員が全員であった。

#### 4. 審査会の措置。

審査会では、審査の結果を踏まえ、審査請求対象者16番西原眞衣議員に対する必要な措置については、「辞職勧告」が妥当であるとの結論に至った。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）会長の報告が終わりました。

これより、四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）会長の報告について、質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件に対する会長の審査結果報告は、審査対象者16番西原眞衣議員に対し、辞職勧告という措置となりました。

これで、四万十町議会議員政治倫理審査会（第１号）の審査結果報告を終わります。

16番西原眞衣君の除斥を解きます。

（16番西原眞衣君 入場）

○議長（橋本保君） 17番酒井祥成君。

ただいま17番酒井祥成君から、西原眞衣議員に対する辞職勧告決議（案）についてが提出されました。

この決議（案）は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

ここで暫時休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいまお手元に配付のとおり、発議第２号西原眞衣議員に対する辞職勧告決議（案）についてを日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この表決は起立により行います。

発議第２号西原眞衣議員に対する辞職勧告決議（案）についてを日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、16番西原眞衣君。したがって、発議第２号西原眞衣議員に対する辞職勧告決議（案）についてを日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 追加日程第１、発議第２号西原眞衣議員に対する辞職勧告決議（案）についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、16番西原眞衣君の退場を求めます。

（16番西原眞衣君 退場）

○議長（橋本保君） 提出者の趣旨説明を求めます。

17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 発議第2号。

平成28年6月16日。四万十町議会議長橋本保様。提出者、四万十町議会議員酒井祥成。賛成者、中屋康、同じく下元真之、同じく岩井優之介、同じく槇野章、同じく堀本伸一、同じく味元和義、同じく橋本章央、同じく吉村アツ子、同じく林健三、同じく緒方正綱、水間淳一、武田秀義、岡峯久雄、古谷幹夫。

西原眞衣議員に対する辞職勧告決議（案）について。

上記の議案を、別紙のとおり規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

西原眞衣議員に対する辞職勧告決議（案）。

西原議員は、昨年の9月定例議会において、不適切な発言や裏付けのない個人同士の発言について指摘を受け、取消しや陳謝をするよう再三注意をされたが、その必要はないという意見であり、その結果、「問責決議」を全会一致で可決された経緯がある。しかし、その後においても何ら反省の色もなく、自分勝手な自己のルールによって行動し続け、今日に至ったものである。

今回、西原議員に対する辞職勧告決議については、平成28年5月9日に四万十町議会議員政治倫理条例第4条に基づき、議員15人の連署による審査請求で設置し、16番西原眞衣議員に対し、四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）が審査を行い、議長宛てに提出した結果報告書に基づくものである。

審査請求されていた四万十町議会議員政治倫理条例第3条第4項「町職員の採用、異動、昇格人事に関し、推薦、紹介する等その他不正と思われる影響力を行使しない」に抵触する疑いによる審査である。

その中で、係る事件が引き起されたのは、四万十町教育研究所人事に介入し、所長の採用人事に関して、議員自らが知人を推薦、紹介をした行為である。審査会で明らかになった事実は、西原議員から任命権者である教育委員会の教育長、教育委員に宛てた「〇〇氏を解任し、かわりに私の推薦する」旨の内容を明記したメール文書が存在するという事。また、同様の内容を持って町長、副町長にも面談し、推薦の行為をしたこと。さらには、平成28年第1回定例会第9日目の一般質問の中においても、西原議員は「私はその方を確かに副町長室で推薦いたしました」と発言するなど、議員の一連の行為は、明らかに政治倫理条例第3条第4項の推薦、紹介を禁じた行為を行使したものである。

次に、政治倫理条例第3条第1項「その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職

務に関し、疑惑をもたれる恐れのある行為をしない」について抵触する疑いがある旨の審査である。

西原議員は、町職員の職務執行に際し、再三にわたり、その地位を利用し、圧力をかける行為を行うなど、業務に支障を来している疑いがある。また、定例会開催中の議場内での発言に、議員として極めて不自然な行為がある旨の請求内容である。

西原議員が町職員に対し情報を得る為の過程において、議員個人には認められていない調査権・検査権とも思われる行為があり、また、職員に対し高圧的な態度や威圧的な過度の発言が行われたことを、審査会において確認した。また、平成28年第1回定例会の一般質問中に「私は、これに関して政治倫理条例に抵触することも視野に入れて発言します」と放言するなど、議会の秩序、政治倫理条例を軽んじるこれらの行為は、第3条第1項にうたわれている品位と議員の名誉を大きく損なうものである。

四万十町議会議員は、町民全体の代表者として、また奉仕者として、遵守すべき指針を議会基本条例に定めている。さらに、公職者としての倫理観の行動規範として平成26年12月18日に政治倫理条例を制定し、町民からの信託に応えるための努力をしている。しかしながら、この度の16番西原議員の一連の政治倫理基準を逸脱した行為は、議会に対する町民からの期待と信頼を大きく失墜させるものである。

四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）における倫理審査結果報告書の審査措置は辞職勧告である。よって、16番西原眞衣議員は、政治倫理審査会報告の結果を真摯に受け止め、その道義的責任をとり、自らの意志で直ちに議員の職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

○議長（橋本保君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

17番酒井祥成君は、一度自席にお戻りください。

16番西原眞衣君から、本件について一身上の弁明をしたいとの申入れがあります。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、16番西原眞衣君の一身上の弁明を許可することに決定しました。

16番西原眞衣君の入場を許可します。

（16番西原眞衣君 入場）

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君に一身上の弁明を許可します。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 弁明の機会が与えられましたので、今から私の自分のとった行動、言動に関しての弁明をしたいと思います。

教育研究所の所長に関して、まず最初から説明します。

私は、公務員退職者を嘱託職員として雇用することに反対しておりました。それで、教育研究所だけじゃないんですけど、そういう質問を一般質問で過去にしたことがあります。そのときの町長答弁が、公務員退職者だからといって、優秀な人間を排除できないというものであったので、その後、私は、教育研究所に関して情報公開制度を使って、事業報告とか、それから職員の名簿とか、可能なありとあらゆる文書を入手して、その事業実態について、自分で理解を深めようとして、調べました。

それで、そのいきさつの中で、まずは情報公開請求するためには、その所管する文書の公文書名が必要ですので、その公文書名を知りたいと思いました。それで、当時の教育次長のところに行って、公文書目録があるかと聞きました。まず、目録を請求したいと。そうすると、その目録がなかなか上がってきませんでした。それで、その目録を、前所長が作成したけど、とても外部に出せるようなものではなかったの、今、教育研究員に書き直しを命じていますという事実を知ったので、これは事実であります。事実に基づいているので、ひぼう中傷とは思いません。私はいささか前所長の業務遂行能力に疑義を持ちました。

それだけではありません。それ以前にも、あそこには運営委員会なるものがあって、傍聴に行ったことがあります。そこで、議事録がとられているようには見えなかったの、議事録を作成していますかと聞いても、その前所長は、「さあ出席者がメモはとっています」と答えました。私は、正直申し上げて、この方は議事録の意味が分かっていないなと思いました。議事録はなぜ重要か。それは、事業の検証ができないからです。同じ失敗を繰り返す。そして、外部に対して説明できない。ですから、私は議事録を非常に重要視しております。

さらにあと1点、あそこが独自の広報紙を出しております。その広報紙にも目を通そうと思いました。事業内容の把握の一環です。教育研究所に行って、広報紙がどこにありますかと聞きました。たまたま前所長がおいでしました。分からなかったですね。「さあ」とおっしゃった。

その三点、これは、私が自分で動いたからこそ知り得た事実であります。この三点をもちまして、この方に関しては、中尾町長が言うところの優秀な排除できない公務員退職者とは、私は思い難いというような内容の話から始まりました。

そこで、私は長らくいわゆる天下り人事に反対しておりましたので、雇用の機会は全ての町民に均等に与えられるべきだと思っていました。ですから、この方に関しては、中尾町長の言う方には該当しないので、私はある人材情報も提供いたしました。私の知っている業務遂行能力の高いと思われる方です。これを、議員の地位を利用した町職員への人事への介入として、審査会設置の疑義の1にも書かれておりましたが、私は、その後、森副町長から、私の提案理由を説明して、教育委員会に公募の要請をしたというメールが残っております。審査会も持っていらっしゃるはずです。私の家にもあります。そのメールを見て、公募を了承しました。公募を了承しましたので、これは私の自分の利益を図るための収賄、あっせんとはみなされないと、私は思っております。

公募を了承しました。ただ、こだわっておりました。こだわっておりましたので、公募の決定を出す教育委員会の定例会の傍聴には行きました。本当に公募になるかどうかは、合議体である教育委員会にかけられなくてはいけないからです。その結果を、私は人材情報の提供をした方にも伝えなくてはいけなかったわけです。求職中でしたし。それで、公募ではないということになりました。選任になりました。理由は、基準がないからです。それで、それはそれ以上の介入はありません。私は全くしておりません。

それで、次に、選任の議案の定例会の傍聴にも行きました。友人3人と合計4人で行きました。その事前に、教育委員会の方に、確かに手紙は書きました。町長答弁に基づく私の提案でありますので、任命権者という言葉、さっきも聞こえてきましたけれども、町長は教育長の任命権者ですよね。人事の採用権は、最終的に教育長にはあります。それは理解しています。教育委員会は、独立行政委員会ですから。けれども、町長の執行方針、優秀な公務員退職者は排除できない。やっぱり任命された側は、それに対する説明責任はあるはずだと、私は思いました。けれども、公募にするかどうかの定例会でも、そのことは一切出されなかったもので、私は非常に疑問に思いました。

ですから、その提案理由の内容を伝える必要があると思ったので、教育委員の方々に手紙を書いたわけです。そして、その内容はこうです。覚えている限りにおいては、公募もやりましたから、公募をする必要のない能力と資質を持った優秀な方の選任過程を、せめて公開して、我々町民に対する説明義務を果たしていただきたいという内容の手紙でし

た。

それで、友人3人と傍聴に行きました。それは非公開でした。非公開だったので、だから私はその期に及んで、定例会で非公開の理由を聞くというのをやりました。発言中止になりました。今言っていることを説明したかったので、政治倫理条例違反も視野に入れたと申し上げました。そういう意味であります。議会の冒とくするつもりは、毛頭ありませんでした。私は倫理条例違反ではないと自分が思っていたので、その弁明をその場でやりたかっただけのことであります。これが、審査請求の疑義の1に対する、私の側からの釈明です。

その2。議員の地位を利用して、職員に圧力をかけ、業務に支障が生じた。まず、議員個人には調査権がないという問題が、さっき、酒井審査会長から出されたようですが、議員個人に調査権がないことは、私は存じております。議員の調査権とは、百条委員会、最近では委員会にも調査権が権限として認められ、これは証人喚問ができ、偽証罪に問えるほどの調査権です。

私は、町の事務を調べて、把握して、理解を深めて、より精度の高い一般質問をつくるという方針で動いておりますので、町の事務を、担当職員に事細かに把握のために聞くという作業をしておりました。私のつもりは質疑応答であります。これは、具体的にどのようなことをしているのか。ここには予算が幾ら掛かっているのか。そのようなことであります。調査権を行使しているつもりは、毛頭ありませんでした。調査権がないことは分かっております。

それで、議会の調査権という話が、非常に繰り返し巻き返し出しますので、弁護士のところにも行ってまいりました。調査権というものを、一議員が職員に対して質問する権利が、法的にあるわけではない。そして、職員も、法的にそれに答える義務があるわけではない。ただし、同時に、聞くことも答えることも違法ではない。それは、個々の判断の領域だという回答を、弁護士から得ました。

その考えに基づいて、ずっとやってきましたし、議員になって、税金で報酬をいただき始めてからは、より熱心に時間を割いてやっているだけです。ですから、これを議員の地位を利用して職員に圧力をかけ、業務に支障が来したというのは、非常に不当な解釈だと、私は思います。

圧力というのは、感じる側の問題であります。正直申し上げまして、業務に対する把握がないこと、準備がないことが多々ありました。これは、一般市民の知り合いの方から

も、よく耳にする言葉です。そのときに、萎縮と硬直が起きて、心理的に圧力を感じる。これは、普通の人間心理です。けれども、かつて審査会の席でも、職員とのどのようなやり取りがあったかが出たことは、一度たりともありません。私が職員に言った言葉だけが、事実確認されました。例えば、図書館がレベルが低いと言ったか。どういうやり取りの中で、それが出てきたかが、一切出てきたことはありません。これは、審査及び調査の手法として、正当なものではないと思います。

私は、弁明の機会を与えられましたので、ここであえて申し上げます。私は、審査の手法に疑義があります。なぜならば、審査請求の疑義の1は、私が議員の地位を利用して、町の人事に介入したであります。審査の疑義2には、私が議員の地位を利用して、職員に圧力をかけ、業務に支障が出たであります。なぜか高知新聞には、この審査請求の疑義の2が、記事になりませんでした。私は、非常に異例なことだと思って、高新に問い合わせをしました。議会で出たことはありのままに書くのが、新聞の記事の議会というものに対する通常の書き方であると思ったからです。回答を得ました。今ここにおいでになる方の上司です。つまり、最終的な記事を決定する方です。具体性に乏しかったからです。正しく具体性に乏しい。私の言葉だけを事実確認されました。私が何を聞きにいった、職員がどう答えたかが、一切出てきたことは一度たりともありません。だから、これが審査のやり方に対する私の疑義の一点目。

二点目。審査請求の、今申し上げました二点。議員の地位を利用し、職員人事に介入、二点目、議員の地位を利用し、職員に圧力をかけ、業務に支障が生じた。それ以外のことを、審査会で、私は事実確認されました。私が、単なる友人に宛てて送ったメールの内容です。私は、言論の自由というものを当たり前として、当たり前に理解している人間ですので、私が友人に宛てて、どのような内容のメールの文書を書こうが、それは私の自由であります。それに対して、事実確認があったことは、ここで申し上げます。審査の手法に対する疑義です。

さらにあと一点あります。私は、審査の手法に疑義を覚えたので、森副町長のところを訪ねて聞きました。まずは聞きました、審査会長に。私以外に、事実確認のために審査会に呼ばれた方は誰ですか。それには、回答が明確にありました。森副町長と教育長です。そこで、私は、森副町長を訪ねて、こう聞きました。職員に圧力をかけたということなので、そうしたら、圧力をかけられたと感じている職員から、じかに聞き取りをして、文書を作成し、審査会に出したんですかと聞きました。

森副町長は、最初は、秘密会ですから答えられないとおっしゃったので、私はそれは違うと思います。私は、審査の手法を聞いている。手法を非公開にしないではいけない理由はないと思います。そうすると、副町長はこういうことをおっしゃった。自分と教育長が審査会に呼ばれたときには、既に事務局が文書を作成していた。これ、どういうことなのでしょうね。初めに結論があった。初めに文書があった。そのようにしか、私には受け取れません。

そして、私を招き入れた冒頭に、審査会長の酒井氏はこう言いました。これは秘密会があります。秘密会はできます。自治法上、書かれております。3分の2以上の賛成があればね。自治法上は、それ以上のことは書かれておりません。さらにそれ以上のことが、酒井審査会長の口から出ました。この内容を外部に漏らすと、職員であれば懲戒処分、そして議員であれば懲罰を受ける可能性がある。そこまで念を押して、そして、私に、私が単に友人に宛てたメールの内容の事実確認もしました。合併10周年記念は、歴代町長、国会議員、町民は蚊帳の外です。私は、こういうものには行きたくないと、確かに書きました。本当にそう思ったからです。

私は自分のことをものすごく覚えているので、申し上げます。昨年12月24日、田口一博さんという新潟県立大学の准教授を呼んで、ここで全員研修、全員協議会の一環で、執行部の方もなぜか後ろにずらっと並んで、研修が行われました。そこでも、途中から、私は個人的には議員が情報公開制度を使うのは反対ですという意見が述べられたので、非常にけげんに思いました。そして、田口教授は、続けて言われました。情報公開は、町民に知らせるためのもので、議員が使うものではないと。私は、その考え方には反対です。なぜなら、何を知らせるかどうかを行政に決定させてはいけないからです。知らせたくないものは、知らせることができなくなる。知らせることなしに済ますことができることを、擁護するような意見でありました。それはおかしいと思います。

我々には知る権利があり、その知る権利に基づいて、情報公開請求をします。それが非公開の場合には、必ず理由を言わなくてはいけないことになっております。部分開示であっても、非開示であっても、公開できない理由の説明を、制度があるからこそ受けることができます。何を知らせるか知らせないかを、行政、つまり権力に選ばせてはいけないという、この方は、失礼ながら、情報公開という制度の理念の理解に乏しい方だなと思いました。

ですから、私はその方を四流の御用学者だと称して、そのような内容のメールを友人に

送りました。これも、私の言論の自由であります。それに対して、事実確認をしました。間違いなく。議事録も閲覧はできないそうですけれども、これは、全て私の側から見聞いた事実であります。

ですから、私はこの審査の手法に疑義があり、議員の圧力を行使した覚えもありません。把握がなく、準備がなく、個人的な萎縮と硬直が起きて圧力を感じたという職員がいて、それは、どちらの問題が大きいと考えていただきたいと思います。

それと、最後に申し上げます。職員の能力を問うということを、非常に不届きなこと、あるまじきこと、現職議員にというふうな文言があったと思います。私は、公職、つまり公金から報酬を得ている人、嘱託であろうと、臨時であろうと、正規職員であろうと、特別職であろうと、自分も特別職の公務員です。事実に基づいて、資質と能力を問うことは、必要なことだと思っております。事実に基づくものをひぼう中傷とは言いません。事実を得るために、どれだけの労力と時間が必要だかご存じですか。私は、自分なりにそれをしてきました。ですから、事実を得ることができました。それがなければ、結局、どんな制度も理念も、それは担当職員によって担われるので、職員の資質は行政の資質そのものです。職員の資質を、事実に基づいて問うことは必要なことであり、これが議会の品位をおとしめ、秩序をかき乱すというのは、非常に不当な解釈であると思います。逆に、それが今までなさすぎたので、公募がない。資質と能力を問われない、いわゆる天下り人事が連綿と横行してきたのではないのでしょうか。私はそう思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君の弁明が終わりました。

16番西原眞衣君の退場を求めます。

（16番西原眞衣君 退場）

○議長（橋本保君） 提出者の登壇を求めます。

17番酒井祥成君。

（17番酒井祥成君 登壇）

○議長（橋本保君） これより、発議第2号西原眞衣議員に対する辞職勧告決議（案）について質疑を行います。

提出者に対し質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第2号西原眞衣議員に対する辞職勧告決議（案）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 反対討論がないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 私は、今議案に賛成の立場で賛成討論をやらさせていただきます。

原稿を読み上げて、賛成討論とさせていただきます。

今回、西原議員に対して出された辞職勧告決議（案）に対し、賛成の立場から賛成討論を行います。

今回、辞職勧告決議（案）の発端になった事案は、一点目として、四万十町議会議員政治倫理条例第3条第1項、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その責務に関し、疑惑を持たれるおそれのある行為をしない。及び、二点目として、同条第4項、町職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介する等、その他不正と思われる影響力を行使しないと、四万十町議会議員政治倫理条例第3条第1項と第4項に接触するか否かについて、本年5月9日の平成28年第2回四万十町臨時議会の本会議において、四万十町議会議員政治倫理条例に基づき、15人の連名により審査請求があり、西原議員を除く全会一致で審査請求が可決をされ、審査会が設置されました。

そして、その審査会の審査結果を受けて、審査会長でもあった酒井議員より、西原議員に対して辞職勧告決議（案）が出されたところであります。

先ほど出されました辞職勧告決議（案）の冒頭にある、昨年9月定例会で西原議員に対し、全会一致で問責決議（案）が可決された後も、何ら反省の色が見えず、自分勝手な自分自身のルールによって行動し、今回の結果を招いたという点について、私の考えを述べて賛成討論といたします。

四万十町議会議員として、活動の原点となる議会の最高規範及び指針として定められた

四万十町議会基本条例第3条では、議員の活動原則として、四万十町議会は合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじることとあります。地方自治法を解説する議員必携でも、第1章、議会の組織の概要説明では、議会は住民から直接選ばれた一定数の議員で構成された合議体であり、その意思是、会議における議決の形で表われるとあり、議会は合議体であり、議長を中心とする組織論が書かれております。

しかし、西原議員は、自身から知人に宛てたメールや自身のブログにおいても、持論として議会は組織ではないと公言し、議会とは公会議に提出された議案に関してのみの合議体であると、自身の考えを述べております。

当選当初から、自分の考えだけで物事を考えて、発言、行動をしてきており、このことにより、数々の問題点を、同僚議員からも指摘されてきたことでございます。一向に自分の考えを変えようとせず、その結果、昨年の9月議会において、全会一致で問責決議を受けた経過があります。

その後も、議会内で問題発言などを起こした際、議長による注意を、私は議長の注意は受けません。あるいは、全員協議会で決まった通知にも、私は全く賛同いたしません等の発言を繰り返し、自分の考えを変えようともせず、四万十町議会議員の最高規範である四万十町議会基本条例や会議規則、また議会運営規則など、議員として遵守をしなければならない約束事を、自分の身勝手な考えだけで判断をし、発言、行動を繰り返してきたことが、今回の辞職勧告につながったと判断をいたします。

したがって、今回の辞職勧告に対しましては、議会として認めない。合議体と認めるのは、議決のときだけと判断し、自分勝手なルールを改めようとする謙虚な姿勢が、現状では全く見えない。辞職勧告はやむを得ず、辞職勧告決議（案）に対し、賛成の立場をとるものでございます。

議員各位の賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（橋本保君） ほかに討論はありませんか。

原案に反対の討論です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 次に、原案に賛成の討論はありませんか。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 私は、今回の倫理審査会に籍を置いた職責の立場も含めまして、辞

職勧告決議（案）に賛成の討論を行いたいと思います。

まずもって、この度の倫理審査会が設置されるまでに至ったこと、そして辞職勧告決議を審議するこのような場を迎えることになったこと、また四万十町議会議員として、政治倫理審査会が発動をされ、同僚議員を事件審査することに至ったことについては、誠に断腸の思いであります。願わくば、議会内において、今後このような事案が再燃することのないように、まず切望をするものでございます。

先刻、16番西原眞衣議員に対する倫理審査会の審査が終了し、倫理基準に違反している旨の報告がなされました。私たち議会は、平成23年4月に、町民と議会と行政との新たな仕組みづくりとして、議会の最高規範であります四万十町議会基本条例を制定いたしましたところであります。その中の21条には、議員は町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚をし、町長等に対し、その権限または地位を利用することにより、公正な職務の執行を妨げ、または妨げるような働きかけをしてはならないとうたっております。さらに、その2項には、前項に定めるもののほかに、議員の政治倫理細目等については、別に条例を定めるとあります。このことを受けまして、私たちは平成26年12月18日に、政治倫理条例を定め、公職者としての倫理観を持って行動すべく、政治倫理基準を制定したのであります。

今回の事件は、この政治倫理基準二つの項目について疑義が生じる行動や行為があったことに起因するものであります。すなわち第3条4項に規定されている町職員の採用人事に介入し、知人を紹介した行為と、同条1項の品位と名誉を損なう一切の行為を慎むことについて、町職員に対し、節度を超えた高圧的な態度、威圧的な過度の発言行為において、違反ありとの結果報告がなされました。

委細はお手元の報告書のとおりであります。これらの一連の行為は、議会の権威と信頼を著しく傷付け、率先垂範すべき議員としての資質を問われるものであります。そのことは、議会内で、議長、副議長を除く残る15人全議員の連署で倫理請求をした総意の結果としてあらわれているのであります。

私たち議員は、町民全体の代表であります。その職責の重さを自覚し、清廉な倫理観を常に相備え、法律や条例などの法令遵守の精神のもとに行動しなければなりません。そして、私たちが自ら定めた政治倫理条例の指針を、いま一度お互いに自覚をし、その定めに従い、履行すべき責務があります。

西原議員には、政治倫理条例の重みと、倫理基準に反した行為の重大さを真摯に受け止

めていただき、みずからの判断で議員を辞すべきであります。町民からの信頼を回復し、議会の良識を表明する上からも、ここに辞職勧告を決議すべきものとして、賛成の討論いたします。終わります。

○議長（橋本保君） 次に、原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 次に、原案に賛成の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 少し時間がたっておりますので、議員もお疲れと思いますけれども、これは、同僚議員に対して辞職の勧告をする内容でございますので、私のは少し討論内容が長くなっておりますけれども、議員、最後まで集中力を切らないで、聞いていただきたいと思います。

辞職勧告決議に対する賛成討論です。本議案に対し、賛成の立場で討論を行います。

初めに、議員の辞職勧告決議とは何かといえば、議会が特定公職者に対し辞職を勧める決議のことであり、法律上の規定はなく、法的な拘束力や強制力を持つものではありません。自治法132条や町村議会会議規則102条には、無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないことや、議会の品位を重んじなければならないなど、議会運営上必要な規律がうたわれております。

今回、西原議員への辞職勧告は、自治法や四万十町議会議員政治倫理条例に違反した行為であり、議会の意思を反映したものであります。

議会議員政治倫理条例第3条に、「議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。その4項、町職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介するなどその不正と思われる影響力を行使しない」とあり、議員である限り誰もが、このことは承知のとおりであります。

西原議員は、平成28年1月13日に、中尾町長、森副町長に面談し、教育研究所の〇〇所長を解任し、私の推薦する男性を雇用することの内容で話をし、1月28日には、西原議員より森副町長に同じ内容記載でメールを送るなどの行為を起こしております。

また、2月17日付で、教育長を始めとする教育委員数名宛てに文書を郵送し、中尾町長、森副町長に対し、自身の推薦した人物の内容を教育委員に知らず行為を行っている。さらには、その不正行為を、3月17日の本議会一般質問で、西原議員自らが「私は、副町

長室でその方を確かに推薦した」と認めた発言をしております。また、「こうした一連の行為が政治倫理条例に抵触することも視野に入れて発言します」と本会議中に言い切っております。

この発言の裏には、西原議員が度々教育委員会に出向き、〇〇所長に対する解任に至る不穏当な発言を行い、その後に、教育委員や町長部局に郵送の文書やメールを送った行為であり、絶対に議員が介入してはならない人事に関するあっせん収賄を疑われる行為であります。

倫理条例第3条の1項は、「その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、疑惑を持たれる恐れのある行為をしない」と記され、議員であるがゆえに、特に気を付けなければならない内容であります。

しかしながら、議員とて人間であり、勘違いや、というっかりした失敗の出来事は誰にもあり得る事案と、私は思っております。そうした場合においても、同僚議員間でお互いにそのことを指摘し合い、あるいは議長の注意によって、その言動や行動を慎む事により、あるべき議員の姿勢を堅持し、お互いに認め合うことも、私はまた重要と認識をしております。

ただ、西原議員に対しては、このような措置は一切といっても過言でないほど通用せず、独自論で身勝手な行動が目には余る。私たち議員は、住民から直接選ばれ、その代表として議会組織の構成員となる。つまり、合議体であり議会組織であることの認識を求められる。したがって、議会の運営を行うためには内部規律があり、地方自治法に基づく条例、会議規則、議会運営基準等がこれに当たり、議会組織の統制を図るものであります。

したがって、議員である限り、条例や規則を遵守する事は当然であり、各議員が周知のとおりであります。今回、西原議員の一連の行為は、これらに対し徹底した違反行為であり、断じて許されるものではありません。

では、なぜそのような事件が発生したのかを検証すれば、これまで西原議員に対し、議長や同僚議員、あるいは議会の事務局長、さらには議会研修等にお招きをする講師の先生等の指導・注意を無視する上に愚弄し、一般質問や個人の調査権・検査権の行使に対し、西原議員独自のルールを用いた行動や言動、あるいは所作をも含む行きすぎた行為から発生したものであると思います。計画的に西原議員を陥れるために、議会と執行部、あるいは教育委員会が共謀して、西原議員の議会活動を妨害するものでは断じてあり得ないということであります。

西原議員は、常に自身の活動内容として、私は五百数名の町民に選ばれた議員であり、議員は町民の代弁者であると主張し、また、町職員の能力向上や税金の無駄遣いを省くといったことに対して、熱き思いを主張しております。基本的には、正にそのとおりであると私自身も思っています。しかしながら、代弁者であれば何を言っても許されるものではなく、また、職員に対しても、議員の地位を利用した能力検査委員のごとく、威圧感を持って対じするような行動も認められない。そういったことの成果につなげるには、職員とお互いの信頼感によって成り立つものであり、そこには議員としての信頼感の欠如が想像できます。

こうした一連の事案は、議会内部の混乱になり、内容に詳しく関心のある多くの町民より、西原議員に対して議会がしっかり指導すべきと、厳しいご指摘を数多く受ける事実がある。これに対し、議会は法規に準じて対処するほかなく、昨年9月定例会においては問責決議、さらに今回、辞職勧告決議（案）を提出する事態となった。

私たち議員は、直接選挙で選ばれて議員の権利を得るわけですが、また、町長も同様であり、これが二代表制であります。その中で、主に執行権と議決権に分かれ、それぞれの権限があるわけですがけれども、しかし、重要なのは、お互いの領域を侵してはならないと解されており、今回の事案である教育研究所所長人事の推薦は、正に領域を侵した違法行為であります。

議会とは何か、またその中で構成員としての一議員とはどういうものであるか、最低限の認識を持つことが重要であります。総務省や弁護士に相談するまでもなく、議員として初歩的なことであり、その誤った認識のずれこそが問題を引き起こす大きな要因であります。議長や同僚議員の再三の指導や注意も聞かず、西原議員の自己主張があくまでも適切であると解釈をするならば、県下どこの議会にでも、こういった内容の相談をしてみれば、違法と判断され、その結果は一目瞭然の結果であろうと判断をしております。

こうした混乱は議会にとって甚だ迷惑であり、無駄な時間やエネルギーを使い、会議を重ねることで多額の費用を生じ、正に町民の血税を無駄に費やすものであります。今後、西原議員の反省なき行動が続けば、自身の目指す目的の本丸には届かず、全て入口のもめごとに終わり、何らの成果につながらない堂々めぐりであり、西原議員に期待して支援する多くの方々も、さぞかしもどかしい限りと心中を察するところでもあります。

こうした違反行為を抑止し、議員として町民の期待あるいは福祉の向上に努力し、活動ができる仕組みとして、地方自治法や会議規則等があり、地方議会運営辞典や議員必携、

さらに四万十町議会基本条例や四万十町議員政治倫理条例等、政治倫理基準の第3条第1項及び第4項にうたっているのです。

したがって、このような度重なる議会の混乱を回避するには、至って簡単なことであり、これまでも述べてきた議会の内部規律を遵守し、謙虚さを持って西原議員が応えることであります。また、西原議員の持つ能力であれば、その規律に準ずる範囲で十分目的を達成し、成果につなげると、議員各位が思っていると、私は判断をしております。

繰り返しになりますけれども、西原議員の反省なき気性は想像を超えるものがあり、これ以上の議会混乱は、議会に対する町民の信頼を失墜させ、その責任は重く、これまでの一連の行為が極めて残念であります。

以上の内容を踏まえ、長くなりましたけれども、今回、西原眞衣議員に対する辞職勧告決議に賛成するものであります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（橋本保君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第2号西原眞衣議員に対する辞職勧告決議（案）についてを採決します。

この表決は起立により行います。

発議第2号西原眞衣議員に対する辞職勧告決議（案）についてを原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

16番西原眞衣君の除斥を解きます。

（16番西原眞衣君 入場）

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣議員に申し上げます。

発議第2号西原眞衣議員に対する辞職勧告決議（案）については可決されましたので、ご報告いたします。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議員派遣が議決されました。議員派遣内容を損なうことのない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第10、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、常任委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また議会運営委員長から所掌事務の調査事項について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があっております。

お諮りします。

教育民生常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、教育民生常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

ただいまから暫時休憩します。

午後0時26分 休憩

午後0時33分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第2回四万十町議会定例会を閉会します。

午後0時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員